

文教警察企業常任委員会会議録

平成28年 1 月28日

場 所 第3委員会室

平成28年 1 月 28 日 (木曜日)

午前 9 時 6 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 県立宮崎海洋高等学校長期乗船実習中に発生した暴力行為を受けての対応について
- ・ 平成28年宮崎県警察運営方針及び運営重点について
- ・ 宮崎市内におけるバスレーン規制の見直しについて

出席委員 (7 人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	日高	博之
委員		緒嶋	雅晃
委員		井本	英雄
委員		中野	廣明
委員		田口	雄二
委員		囎師	博規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	野口	泰
警務部長	新島	健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	鬼塚	博美
生活安全部長	片岡	秀司
刑事部長	黒木	典明
交通部長	鳥井	宏一

警備部長	金井	嘉郁
警務部参事官兼 警務課長	永野	博明
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	神坂	正信
生活環境課長	児島	孝思
総務課長	小野	博
警務部参事官兼 会計課長	廣澤	康介
少年課長	藤川	寿治
交通規制課長	大野	正人
運転免許課長	鍋倉	幸次

教育委員会

教育長	飛田	洋
教育次長 (総括)	原田	幸二
教育次長 (教育政策担当)	川井田	和人
教育次長 (教育振興担当)	川崎	辰巳
総務課長	大西	祐二
参事兼財務福利課長	田方	浩二
学校政策課長	川越	良一
学校政策課長補佐 (振興担当)	黒木	貴
特別支援教育室長	坂元	厳
教職員課長	西田	幸一郎
生涯学習課長	恵利	修二
スポーツ振興課長	古木	克浩
文化財課長	大西	敏夫
人権同和教育室長	黒木	政信
県立図書館長	福田	裕幸
県立美術館副館長	川越	雅彦
総合博物館長	富高	敏明
県立西都原 考古博物館長	入倉	俊一

埋蔵文化財
センター所長
宮崎海洋高等学校長

岩切隆志
吉田郷志

事務局職員出席者

政策調査課主幹 西久保 耕 史
議事課主事 八幡 光 祐

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日の教育委員会の調査には、海洋高校の吉田校長も出席をいたします。

執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時7分休憩

午前9時9分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

初めに、お礼を申し上げます。1月19日に開催されました第71回国民体育大会冬季大会宮崎県選手団結団壮行式には、県議会からも御臨席をいただき、まことにありがとうございました。そのほか、私も一緒にさせていただくことが多いんですが、学校行事とか社会教育、生涯学習

のいろんな場面に激励に来ていただいておりますこと、心からお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ここからは、座って説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をごらんください。

今回、御報告させていただきます報告事項は、県立宮崎海洋高等学校の長期乗船実習中に発生した暴力行為を受けての対応について説明をさせていただきます。

引き続き、学校政策課長が説明いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、本日は、これまで病気療養中のため本委員会を欠席させていただいておりました教育次長（教育振興担当）の川崎辰巳が、おかげさまで回復できまして出席をさせていただいております。また、学校支援監の永山良宣は、病気療養中のため欠席をさせていただいておりました、かわりに学校政策課課長補佐の黒木貴が出席いたしております。それから、宮崎海洋高等学校校長の吉田郷志も出席しておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○川越学校政策課長 それでは、県立宮崎海洋高等学校の長期乗船実習中に発生した暴力事件を受けての対応について御説明いたします。今回は、12月の常任委員会後の対応について御報告させていただきます。

資料1ページをごらんください。

1、県教育委員会の対応についてであります。

まず、資料には載ってございませんが、既に1月8日に実習船を出航しておりますが、資料の①でございます。第2次長期乗船実習を実施するかどうかの判断と教育委員会による指導と

しまして、アにありますように、実習前の個人面談や船内における管理体制、教育委員会への報告体制など合計54項目について教育委員会が確認・指導を行いました。

また、イ、実習船内の巡回体制等を実際に確認するため、学校政策課長と、ほか担当職員が、実習船の点検等のためにドックに入っております進洋丸の下関出航から宮崎港まで1泊2日の日程で船に乗り込み、船員と行動をともにしながら、船内の巡視及び船内の管理体制につきまして現場で確認・指導を行いました。

さらに、1月6日には、ウにありますように、長期乗船実習を実施するかどうかの最終判断をするため、教育委員全員が船に乗り込み、これまでの取り組みについての報告を受けるとともに、船長を初めとする船員、校長を初めとする学校関係者からの聞き取りや巡回経路の確認を行ってまいりました。

最終的に、同日1月6日、これらアからウによる確認を受け、第2次の長期乗船実習を実施することを決定いたしました。

その際、船長を初め乗組員全員に対しましては、教育長から3点、まず、再発防止のために強い危機感を持って業務に当たること、2点目、生徒を必ず守るという気概を持つこと、3点目、生徒が相談したくなる人間関係づくりに努めること等について訓示を行いました。

次に、②宮崎県いじめ問題対策委員会による調査の開始についてであります。

このことは、今回の事案をいじめ防止対策推進法におけるいじめの重大事態と捉え、法にのっとって実施するものであります。

この委員会におきましては、ア、事件発生の経緯・背景の調査、検証、イ、事案への対応の検証、ウ、再発防止策の検証を行っていただく

こととなります。現在まで、既に2回の調査委員会を開催していただいております。

資料には載っておりませんが、第1回目は1月15日に開催をしております。中身は、今回の事件の概要や、学校及び県教育委員会の対応等について説明をいたしました。第2回は1月25日に開催いたしました。県立宮崎海洋高等学校におきまして、アンケートなど学校の保有しております文書の精査や、学校関係者に対する聞き取りなどを行っていただき、事件の詳細につきまして、調査・検証を行っていただいております。

なお、この調査・検証は、いじめ防止対策推進法に基づき、宮崎海洋高等学校における再発防止はもちろん、全ての県立学校における未然防止を目的とし、本年3月末をめどに調査結果を知事に報告する予定であります。

次に、③宮崎県いじめ防止基本方針の見直しについてであります。

このことにつきましては、若干、順序が異なりますが、資料の2ページ、上のほうにあります図によりまして、まず、説明いたします。

法や基本方針の関係について、先に説明させていただきますが、図の左上にあります国が定めた、いじめ防止対策推進法を受け、いじめ防止基本方針を国が定めております。これらにのっとり、県といたしましては、いじめ防止に向けた理念、基本的な方向性などを示した宮崎県いじめ防止基本方針を策定しております。

さらに、各県立学校におきましては、宮崎県いじめ防止基本方針をもとに、学校の実態等を踏まえ、対応の具体を示した学校いじめ防止基本方針を策定しております。

この宮崎県いじめ防止基本方針及び宮崎海洋高等学校の学校いじめ防止基本方針につきまし

ては、後ほど御説明いたします。

なお、図の右端にあります、いじめの重大事態に係る対応のポイントにつきましては、宮崎県いじめ防止基本方針を補完するものとして、現在、県教育委員会が作成を進めているところであり、これにつきましても、後ほど御説明いたします。

では、資料の1ページにお戻りください。

③の宮崎県いじめ防止基本方針の見直しについて御説明いたします。

まず、ア、宮崎県いじめ防止基本方針、以下、基本方針といたしますが、このことにつきましては、先ほど御説明したとおり、基本方針は、いじめ防止等のための理念や基本的な方向性、考え方等について示したものであります。

基本方針の概要につきましては、資料の3ページ、4ページに概要が示されております。後ほどごらんください。

資料の1ページに戻ります。1ページの③、イにありますように、基本方針の見直しについて検討した結果、基本方針に細かな規定を入れるよりも、別途取り扱いを定めるほうが効果的であると判断いたしました。

そこで、エにお示ししましたとおり、県の基本方針に基づき、今後、全ての学校がより迅速に対応できるよう、いじめの重大事態に係る対応のポイントを現在、作成しております。

このいじめの重大事態に係る対応のポイントにおける記載事項の例といたしましては、1つ目の丸ですが、いじめを重大事態として県教育委員会に報告すべきか判断する際の基準について、2つ目の丸ですが、県教育委員会への報告期限、3つ目の丸ですが、再発防止策の県教育委員会への報告などを記載することとしております。

また、ウにありますように、実習船進洋丸において暴力事件が発生したことを受け、具体的な対応等を示しました宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針を見直すよう指示したところであります。

2ページをごらんください。

続きまして、2の県立宮崎海洋高等学校の対応についてであります。

今、申し上げましたとおり、①宮崎海洋高等学校いじめ防止基本方針の見直しを行いました。

具体的な見直しの内容といたしまして、ア、長期乗船実習中のいじめ防止の取り組みとして、船内において定期的に対策委員会を開催したり、アンケートを実施したりすることを付加しました。

また、イにありますように、いじめの早期発見のため、長期乗船実習中の巡回体制の強化や乗組員による積極的な船内巡回、個人面談の実施等を付加いたしました。

次に、②にありますように、実習前には、学級担任だけでなく複数の職員で個別面談を実施、生徒の不安、悩みを把握、解消するとともに、船長を初めとする乗組員とその情報を共有しました。

さらに、③のとおり、保護者に対して、実習船内の安全管理体制について事前に説明するとともに、実際に実習船に乗り込んでもらい、船内の様子を見ていただきながら理解していただきました。

また、④のとおり、実習船内における生徒区画の巡回体制を強化するとともに、定期的なアンケートや指導教官、乗組員による面談を実施することとしました。

設備面では、⑤のとおり、転落防止、侵入者防止を含めて、生徒の安全確保に万全を期すた

め防犯カメラを増設しました。

また、⑥にありますように、第2次長期乗船実習においては、船内で発生したささいな事案についても県教育委員会に報告することとし、重大な事案が発生した場合は、当該生徒を航海の寄港地であるホノルル港や三崎港などで途中下船させることも保護者に確認しております。

なお、資料にはございませんが、被害生徒の状況について御報告させていただきます。

残念ながら、いまだ登校できておりませんが、現在も学級担任を中心に保護者と定期的に連絡を取り合ったり、生徒の学校復帰に向けて学校の体制を整えたりしているところであります。

私からの説明は以上であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○緒嶋委員 海洋高校は、いろいろその後の対策といいますか、対応を十分されておるとは思うんですけども、この3月末の調査の結果を中心に、また、今の状況を見直すということもあり得るわけですか。そこ辺はどうなるわけですか。

○川越学校政策課長 状況次第では、そういうことも当然あり得ます。3月末に知事に報告いたしますけれども、もし、その中で再度調査をしなければならないとなった場合には、再度調査をするような形にしております。

○緒嶋委員 当然それはそうしていただかなければならないと思いますけれども、今の状態は、それこそ船が航行中であるわけですが、学校長あたりは毎日、連絡というか、何も異常がないかどうか、いろいろな情報というか、そういう連携はとっておられるわけですか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 船長から毎日、連絡をいただいております、それをまた、教育

委員会に報告しております。

○緒嶋委員 その結果、今のところ特段変わった、問題になるようなことはないと理解しているわけですか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 今のところ順調に航海しております。

○緒嶋委員 やはり長期乗船というのは、船長以下、皆さんにもストレスがたまるし、子供にもストレスがたまると思うんです。そのはけ口がこういう暴力事件に発展したとも見られる可能性もあるわけですが、そういうことになると、船は一つの密室みたいなものであるのも、余り監視が強過ぎても逆にストレスがたまるという面もあるんじゃないかなという気がせんでもないわけですが、そのあたりをうまくやらんといかんのじゃないかと思います。余り厳し過ぎてもどうかなという気もするわけですけども、そのあたりの兼ね合いというのはどう考えておられますか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 船長、指導教官もそこは非常に今、意識しております、注目を浴びているということで生徒が委縮しないようにいろんなイベントを行ったり、時々個人的に声をかけたりということで状況把握に努めているという状況であります。

○飛田教育長 先ほど課長から報告をさせましたが、私は直接、乗組員を全部集めて話をしたんですが、ここには書いておりませんが、一言、それ以外で申し上げたことを申し述べさせていただきますが、朝5時から夜12時まで実習をしている。いつ生徒が転落をするか、指を切るか、あるいは外部からの侵入者があるというようなこと、あるいは実習船から生徒が転落している例とか、ハワイ沖でぶつかった例とかいろいろなことがある。そういう苦勞をしているというの

は十分わかっていると、そういうことはわかっているが、さらに子供のことを考えて、さっき言ったようなことを言ってくれという話もさせていただきます。

○緒嶋委員 特に、今回はそういう事件があった後の初めての航行でありますので、これがうまくいかないと今後にまた大きな課題を残すということになりますので、そういう点を十分に注視しながら順調に研修を終わって帰ってくることを期待したいと思います。今後とも、我々もこの動向を注視していきたいと思います。大変だろうと思いますが、努力を重ねていただきたいということを要望しておきます。

○中野委員 今回は船の中の出来事ということですが、私は、この一連の流れを見とって、事件の後処理になると、船長とか指導員が責任を持って指導するとか監視するとかかなってるわけですが、今回出た問題については、全面的に校長先生が表に出ていろいろ記者対応なんかしたということです。船長とか、ほかの乗組員は、位置づけとしてはどうなっているわけですか。ここになって船長たちの名前が初めて出てきたわけですか。今まで我々が聞いた範囲の船の出来事について、私は船長は、逮捕権があるのかとかいろいろ聞いたけれど、今回は船長、それから指導員が全面的に指導をするとなっている。これまではどうなっていたわけですか。事件の後には、今まで船長の「せ」の字も出らんかった。たまたまこんな事件が起こったから船長にこういう役割を課したというのか、ここはどうなんですか。

○川越学校政策課長 今回、この事件を受けて、船長並びに乗組員の方々に積極的にかかわっていただくということでこのように表に出していますけれど、今までも船内の責任は全て

船長がしっかりとるとということで学校といろいろ連携をとり、最悪の場合には県教委に連絡するというので、船内の責任は船長のところにあると把握しております。

○中野委員 だから、今もかかわっていただくという言葉が出たでしょう。それはおかしいんじゃない。かかわっていただく。じゃ、船の中のそういうことに対しては、船長が責任を持って、とりあえず責任者ですよということだから、かかわっていただくとか、そういう教育委員会の曖昧な態度がおかしいわけです。本当にこういう問題は、船長がしっかりと責任を持ってやりなさいよというぐらいの……。

○川越学校政策課長 委員のおっしゃるとおりです。責任を持ってやってくれと指導をしていきたいと思います。

○中野委員 いや、だからくるくる言い方が変わったらかかしい。最初にそこら辺の考え方、ルールがしっかりしてないんじゃないかと、私は言っているわけです。

○川越学校政策課長 そういう位置づけ的なものについて、できなかったというところはあったかもしれませんが、今後そういったところで、責任をしっかりと船長に持ってもらおうという形で指導していきたいと思います。

○中野委員 いや、だから持ってもらう前に、これは洋上の船の中の出来事やから、そういうところのルールは、しっかり規則とか規約とか、そういうのがあるわけですか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 運航の規約にも、それから船員法とかにもものをもって、船長が最高責任者ということで運用していますので、今も船長が責任をとるという形でやらせています。

○中野委員 それやったら、船長にしっかりと聞き取りをするのが順序やわね。校長先生も

そうなんだけれど。今度は、そこ辺の認識をしっかりと持ってもらわんと、ちゃんと書いた規則とか、そこ辺を含めて。私は今まで、船長とか指導員は、どういう立場なのかなというのをずっと疑問に思ってきたわけです。船長とは、船を動かして、普通の船やったら逮捕権とかあるけれども、漁業実習を担当する範囲で、あと、生徒指導とかそこ辺は先生が乗り込んどるわけでしょう。そこ辺にお任せという話かなと思っていました。

○飛田教育長 前回の航海のときに船が宮崎港に帰って、この事件を聞き取って最初に呼びつけたのは校長と船長です。それから、私も直接学校に行って事情聴取をしましたが、そのときは校長と船長を並べて事情聴取をしていますし、最終的な確認をするときも、船長、しっかりやれということで船長にきちっと指導をしました。言葉の言い方が本当に不十分な言い方であったことは申しわけないと思いますが、船長が命を預かっていく、覚悟しろというような趣旨のことを話しております。

○中野委員 まあ、いいです。仮に、被害者が、相手取って損害賠償とかするとしたら、校長も職務責任が明確にあるということでいいわけやね。そうなれば校長だって相手になれるということで、それはいいですね。

○吉田宮崎海洋高等学校長 責任者として、それは当然だと思っております。

○中野委員 それから、1ページの上のウ、「教育委員全員が船に乗り込み、これまでの取組についての報告を受けるとともに、船長をはじめとする船員、校長をはじめとする学校関係者からの聴き取りや実習船内の巡回経路の確認等を行った」ということは、教育委員というのは教育委員会の最高の意思決定機関よね。この書き

方は、私は、結局、教育委員に教育長からしっかりと報告が上がって、それを実態と比べて精査するとか、調査するとかいうのが筋じゃないのかと。これは外部用か知らんけれども、聞き取りをした、巡回した。これは巡回したぐらいじゃ何もわからんやろ。教育委員会に、まず報告をして、その報告に基づいて実態を調べるというのが当たり前じゃないのか。そういう言い方をしているから何しとるかわからんと、私は言いたい。

○川越学校政策課長 委員がおっしゃるとおり、そのように実際はやっております。最終的な確認ということで乗船をしていただいたというような形で、それまでも事件が発生した経緯と、それから事情聴取等の報告等は、委員の方々には説明しております。

○中野委員 だったら、そういう書き方をちゃんとせんと、私に言わせると、これは単なる知っているような報告で……。

○井本委員 船長は、船に乗る方法とか、それだけじゃなくて、子供たちのしつけとか、そういうものを教育する権限はあるんですか。

○川越学校政策課長 当然、船の中の最高責任者でございますので乗り組みも含めまして、生徒たち、それから乗組員、そういった教育の部分も含めて船長の責任で行われます。

○井本委員 それはわかっているけれど、教職員としての権限は持つとるわけですか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 職名的には技師でありますので、教育職ではないんですが、実習船の乗組員として最低限の安全のための技術指導というものは行っております。

○中野委員 最低限とは、どういうことか。

○吉田宮崎海洋高等学校長 指導教官等は、生活指導等を全て行いますが、船長以下、乗組員

は、基本的には船を動かすことと技術指導ということになっていますが、そこには明確な境目がありませんので、生徒指導は指導教官が完全に行うと。そして、乗組員がそれを補助するような形で指導を行うと認識しています。

○井本委員 だから、船長の意見と、指導教官の意見が食い違うことは当然あるわけでしょう。そのときはどちらを優先するのかと。それは船長が全部だと、今、言うけれども、その権限はないと。その辺が曖昧なんじゃないですか。しっかりしとかんと。

○吉田宮崎海洋高等学校長 船においては、やはり船長が最高責任者ですので……。

○井本委員 何度も聞いているからわかるけれど、権限がそもそもないというんだったら、ぶつかったときにどうするかという話を今、言いよるわけです。

○飛田教育長 これまでもいろんな、委員がおっしゃるような場面がありました。それで、その場合には船から校長へ連絡が入ります。校長が判断できないときは教育委員会の方で判断しております。例えば具体的な例でいうと、大きなトラブルがあった場合、けががあった場合とか、あるいは他県の実習船において事故があったときに、それを参加させることは教育的かどうかとか、幾つかのケースでは教育委員会まで上がってきて、無線でやりとりしながら判断をいたしております。

○井本委員 だから、早急に判断しないといかんときがあるでしょう。その辺の兼ね合いをぴしっと、しとかんといかんのじゃないでしょうか。確かに言われるように、ちょっとその辺が、権限の空間みたいなもんが何かあるような感じがします。結構です。

○中野委員 私が思うに、船長というのは、ちゃ

んと船を動かして実習させる。これを、自分の使命だと思ってるのが船長。それで実習というところに、教育の場を移しただけで、その生徒のいわゆる管理というのは、先生がやりなさいと、恐らくそんな話になってるんじゃないかなと思う。高校生はもう大人やから、指導の先生が2人だったかな。2人なんかでは、敵わんときだってありますよ。そこ辺の体制をしっかりと、船長も含めて、文書で役割分担も含めて整理したほうがいいんじゃないですか。整理したもんがあればいいけれど。

○吉田宮崎海洋高等学校長 役割については、今、船員法とか、それに基づいているものはありますけれども、また、学校のほうでそこをもう一度、再確認していきたいと思っております。

○田口委員 この間の説明の中で、船内の中で生徒たちから先生に、いじめがあるよという話がたびたび出たと、幾つか報告があったという話がありましたが、この間の中では、全体の中で指導教官がどういうことをしていたのかという部分が全然わからなかったんです。指導教官が狭い船内の中において、生徒たちの状況がしっかりと把握できてなかったわけですよ。今回の見直しによって指導教官の役割がどのように変わったのか、どのような面を強化したのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいんですが。

○吉田宮崎海洋高等学校長 今回の事件で一番に問題になりましたのは、マグロのはえ縄の操業をしている最中に指導教官もその操業にかかわっているわけなんですけど、班で交代して休みになっている生徒が船室で起こしたことでありますので、今回は操業中であっても指導教官の2人のうちの1人が船室のほうを回って状況を確認するという対応しております。

○**田口委員** 先生方というのは何度も乗船したことがある先生なのか、そのたびごとに一回一回ごとにかわっているのか、その状況だけ教えていただけますか。

○**吉田宮崎海洋高等学校長** 毎年、乗るわけはありませんで、教諭と実習教師の間に輪番を組んでおりますが、今回、乗船した指導教官は3回目から7回目という乗船履歴があります。

○**田口委員** この先生方が一番身近にいるわけですので、生徒たちのいろんな変化はしっかりとつかんでいただくような、そのような体制をしっかりとつくっていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○**中野委員** この事件を見てると、船に乗る前から、もうそういういじめがあったんじゃないかなど。この前の委員会では、ありませんでしたと言ったんですよね。私はそういうのを、今度、告発する中で、以前からそういういじめとか、そういうのがあったというのが出てくるんじゃないかなど思ってるんですけど、私は、そこだけがどうも納得がいけません。もう答弁はいいです。

○**重松委員長** そのほか、ございますか。よろしいですかね。それでは、その他で何かありますか。

○**井本委員** 教科書の検定中のことが新聞にこうやって載っているんだけど、10社4,000人に謝礼というのが……。これで見ると、宮崎は東京書籍なんかも随分扱っているみたいですけども、謝礼をもらっている人は2,245人と。これは宮崎でも恐らくかかわっている人がいるんじゃないかと私は思うんですけど、その辺の調べはあるんですか。

○**黒木学校政策課長補佐(振興担当)** 先ほど委員が言われた情報が、先週の金曜日の22日に

国が発表した情報だと思いますが、あれ以降、文部科学省は各都道府県教育委員会にそういった状況がないかというような調査をかけるという流れになっております。ただし、今の時点で国からまだ私どものほうに具体的な情報が来ていないという段階であります。国から情報が得られた場合には、全面的に調査に協力してまいりたいと考えております。

○**井本委員** みずからアクションを起こして調べてみようというつもりはないわけですね。

○**黒木学校政策課長補佐(振興担当)** 今週中には文部科学省から情報が参りますので、まずはその情報と、それから国がどういった手法で調査をしていくのかという指示もあるかと思っております。まず、それに基づいてきちんと調査をしていきたいと考えているところです。

○**井本委員** もしあった場合、どんなことになるのかなど。この新聞の情報では、そんな刑法的には余り問題的に書いてないけれども、ある意味では、お金をもらって教科書を決めるということは、本当やったら収賄罪にもなるわけです。だから、その辺が私は、教員たる者がそんなことぐらいわからんのかなどという気がするんですけど。それはもう、今後の調査でどうなるかということでもありますので、ちょっとその辺覚悟しとかなないといかんという気がします。

○**中野委員** 関連で。私も新聞を見たりするけれど、余り一生懸命に見とらんものだからわからないんだけど、こういう書籍をつくる会社がいろいろする場合は、都道府県の検定委員というのか、選ぶ人たちが呼ばれているのか、一般の先生たちを集めてなのか、これの経緯を教えてください。誰でも彼でも先生が行ってもらつとるのかという話か、ある程度、検定委員とか、そういう人じゃないと意味がないわけよね。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 非常に複雑な仕組みになっておりますので、口頭の説明だけで御理解いただけるかどうかというところはお許しいただきたいんですけども、まず、教科書の採択に関しては、県のレベルで言いますと、年度当初に県の教科書採択にかかわる審議会というのを持ちます。そこで行われる作業というのが、採択にかかわってどのようなルールというか、基準で採択をするのかとか、各教科書会社に教科ごとにどんな特徴があるのか、そういったものを調査いたします。そこでつくられた資料や、それから、いわゆる基準等をもとに、今度、教科書の採択権限は各市町村教育委員会にございますので、ただ、単独で市町村教育委員会の採択はなかなか厳しい状況ですから、県内6地区に採択地区を合同で協議会を持っております。そこに対して、先ほど言った審議会で作られた資料を送ります。これをもとに各地区の採択協議会においても調査をいたします。その採択地区協議会の委員というのが、そこに所属する市町村の教育委員や教育長、それから保護者の代表といったような方々がおられます。そういった方々が各地区で調査をした内容について審議をします。それをもとに、各地区ごとに採択地区で教科書を、国語だったらどの会社、算数だったらどの会社といったような採択を行っていくという流れになっております。

○中野委員 流れはわかったんです。だから、その流れの中で、そういう出版社がこういう図書券とかをやるということが、集めて説明会をすとか、会社に聞きにいくとか、問題は、どの時点でやられたのかということです。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 全ての事案がどの時期かというのは、私どももちよっとわかりませんが、今回、文科省が調査をかけ

ましたのは、実は今年度が採択の時期です。採択に合わせて教科書会社はいろいろ内容を変えますので、文科省がその内容が妥当かどうかという検定を行うのは、実は昨年度だったわけです。その採択、検定を行っている期間中にその教科書を外部の者に見せたり、意見を聞くというのはだめですよというルールになっております。ですから、平成26年度中にそういった検定を受けている過程の教科書を、教員等を集めて見せたというのが今回、規則違反ということになっています。

○中野委員 だから、それを外部の先生に見てもらう。そのときに、こんな金券と一緒に渡したわけですか。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 渡された教員もおりますし、渡されなかった教員もいると。事態としては、今、話題になっているのはその時点であります。

○中野委員 見てもらうのは、検定委員という先生じゃないわけね。一般の先生ですか。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 一般の先生たちです。今回、問題になっているのは、先ほど委員から御質問があつて説明しました、そこで見せた教員が採択に大きく影響を及ぼしてしまうと、これはまずいんじゃないかと。ただし、採択に直接かかわるのは、先ほど言いました各市町村の教育長や教育委員、それから保護者の方々が最終的に決定をするわけですので、そのあたりにどれだけ影響を及ぼしたかというのも、今回、国から調査の内容としては来るんじゃないかと予想しているところです。

○中野委員 前から、各市町村が教員会議で決めるという話は聞いたけれど、実際、県内それぞれの市町村教育委員会で決められるのかなと私は前から思っていたんですけど。例え

ば、小学校6年生でもいいです。教科書の違う市町村は、どれぐらいばらつきがあるものですか。大体同じか、3種類か4種類という話か。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 教科によってもばらつきがありますけれども、大体、例えば国語であれば2社であるとか、社会であれば、また同じように2社であるとか、図画工作であれば3社であるとか、そういう若干のばらつきは出ております。

○日高副委員長 宮崎県の場合は、いろいろ書籍会社があるんです。大体どの辺の書籍会社の割合が多いのか。これは新聞によりますと、東京書籍というところが、最大手で2,245名に謝礼を渡していたということなんですけれど、宮崎県はどの辺にウエートがあるんですか。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 今、副委員長がおっしゃいました東京書籍がやはり一番多くなっております。割合としては、今回、採択を行った中学校の教科書では、約4分の1、25%ぐらいを東京書籍が占めている割合ということになっております。

○日高副委員長 東京書籍が、えらい多いということで、調査をしないと何とも言えない部分があるんですが、例えば、もらった金品は、いろいろあるんです。上は現金5万円から、図書券が3,000円とか。例えば、図書券の2,000円、3,000円のを、わざわざ使っていただきありがとうございますと受け取る先生がいるわけです。それは、私が権限があったから、こうしてやったからというような受け取り方じゃなくて、ただ、使うから必然的に来る。それは罪の意識があってもらっているのか、それともないのか。その辺は微妙なところになってくるんじゃないんですか。そこ辺について、どういう認識をしているのか、お伺いします。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 個々の認識というところまで私もなかなかわかりかねるんですけれども、教科書会社としては、よりよい教科書をつくりたいという意識はやはりあると考えています。そのために、なるべく多くの教員からいろんな意見を聞きたいと。実際、今回、国のほうでもこの事件を受けて、採択前に一回、教科書会社がきちんと説明をする、そして、意見を聞くような機会を今後、設けていきたいということも申しておりますので、そういった意見を聞きたいというところで、土曜日や日曜日、休みの日に、その分野に長けた教員を集めて、教科書に対して意見をもらう。そういったことで何時間か拘束することになりますので、今、副委員長がおっしゃられた、2,000円や3,000円の図書カードを渡すというようなところが実態ではないかなというようなことは感じているところです。

○日高副委員長 交通費とか、そういう意識ということでしょうか。それくらい拘束されるんだからと。教科書問題とかあったりするじゃないですか。教科書会社も、もう国が1カ所、ぼんと決めて、そうしたら問題ないんですけれど、相当、教科書会社はいっぱいあるんで、これ民間営利企業ですよ。そことの、皆さん方、公務員と営利企業のおつき合いというのは、いいかと思っても、ちょっと待てよというモラルとか、そういうのも今後、必要な場面が出てくるのかなと正直思っております。調査をしっかりと、教育長、いじめの問題についても宮崎県はもうオープンに、全体的に出しているわけですから、これはこれでしっかりやってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○井本委員 確認だけれど、今まで教科書がい

いか悪いかという、いわゆるコメントというか、そういう意見をとる機会というか、そういうシステムはなかったということですか。

○黒木学校政策課長補佐(振興担当) 公ではないと。例えば、何月何日に教科書会社をそろえて、教員も集めてやるといったような公的なシステムはなかったということでありませう。

○井本委員 それも問題ですね。

○中野委員 教科書選びは、昔、この委員会のときに閲覧期間があるとか、建前は町村が決めるという話やけれど、私も国富のを見ているけれど、教育委員長、教育長、学校の校長先生はしっかりやれてるけれど。ほかの周りを見ると、教科書を見比べて、これがいいとか悪いとかそんな実態を考えると、そんなのがあるのかなと思うわけやけれど、また一回、本音のどこを聞かして。もう本当ある程度、県で推薦するとか何かしとるんじゃないかなと思うんだけど。市町村でよう決められんです。やっぱり何かそういうトータル的で、市町村も入れた選び方というのは、どうも今、ここで聞いてると、建前と本音が全然違うような気がするんです。どこかそこ辺で、実態に近い方法で何かしっかりせんと、また、いろいろ起こるような気がします。いいです。

○重松委員長 答弁はよろしいですか。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めませう。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○野口警察本部長 おはようございます。県警本部でございます。

本年最初の常任委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

重松委員長を初め、委員の皆様方には、昨年1年間、警察業務各般にわたりまして格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、おわびを申し上げます。

交番に届けられた拾得金を着服した本県警察官を業務上横領罪で、本年1月14日に逮捕しました。

委員の皆様を初め、県民の皆様の警察に対する期待と信頼を損ねましたことは、まことに痛恨の極みであります。今後、再発防止に努め、職員一丸となって職務に精励し、県民の皆様方の信頼回復に努めてまいり所存であります。

引き続き、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、お手元に資料を配付しておりますとおり、平成28年宮崎県警察運営方針及び運営重点について、それから、宮崎市内におけるバスレーン規制の見直しについて、それぞれ担当部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○新島警務部長 警務部長の新島でございます。

それでは、宮崎県警察の平成28年運営方針及び運営重点について御説明いたします。

お配りした資料の1ページ目をごらんください。

本年の運営方針は、昨年に引き続き主題を「県民の期待と信頼に応える力強い警察」にするとともに、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としております。

これは、事件・事故がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえ、郷土宮崎県が安全で安心して暮らせる地域であることを願う県民の期待と信頼に応えるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものであります。

この方針のもと、具体的な取り組みとして、資料1 ページ下段にあります、事態対処事案への迅速・的確な対応、交通事故の総量抑止と交通秩序の確立、総合的な犯罪抑止対策の推進、テロ、災害等重大事案への的確な対処、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、少年の非行防止と保護総合対策の推進、警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進の7項目を運営重点に掲げております。

それでは、各運営重点について順次、御説明いたします。

資料2 ページ目をごらんください。

まず、上段の事態対処事案への迅速・的確な対応について御説明いたします。

恋愛感情等のもつれに起因する暴力行為や行方不明事案、虐待事案などの人身安全関連事案は、殺人等の凶悪事件に発展するリスクが常に存在することから、昨年は事態対処の体制強化を図り、被害対象者に危害が及ばない最善の策で対処してまいったところであります。

しかし、事態対処事案は、いつどこで発生しても不思議ではなく、警察の対処いかんが県民の安全や安心感に大きく影響するため、引き続き、その対応には高度の緊張感を持って、県警察の総合力を結集して取り組む必要があります。

県警としましては、本年もこの事項を最重要課題として位置づけ、運営重点の1番目の項目に設定し、刑事、生活安全部門を中心に県警全体で情報共有を図り、被害対象者の生命身体の

安全を最優先に、最善の策で迅速・的確に対処してまいります。

次に、資料2 ページ下段の交通事故の総量抑止と交通秩序の確立について御説明いたします。

昨年の県内における交通事故発生状況は、関係機関・団体の皆様と連携して交通事故抑止対策を推進した結果、発生件数は9,455件、前年比マイナス304件、負傷者数は1万958人、前年比マイナス576人で、発生件数は5年連続、負傷者数は6年連続で減少となりました。

しかしながら、死者数は52人で、前年比プラス3人となり、第9次宮崎県交通安全計画の「平成27年までに死者数を39人以下にする。」という抑止目標は達成できませんでした。

また、高齢者の死者数は35人で、死者数の全体の6割を超えており、さらに、高齢運転者が起こした死亡事故も16件発生し、死亡事故全体の約3割を占めるなど、高齢者の交通事故抑止対策は、まさしく本県警察の最重要課題となっております。

このような状況の中、本年も次の対策を総合的に推進してまいります。

まず、自治体を初め、関係機関・団体との連携をなお一層密にし、効果的な交通安全教育や広報啓発活動に努めるなどして、道路利用者全てのマナーアップを図るとともに、高齢者の交通安全対策に重点を置いた交通事故の総量抑止対策を推進してまいります。

次に、指導取り締まりの面では、飲酒運転や暴走行為といった交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点的に取り締まるとともに、交通事故の総量抑止に資する実効ある交通指導取り締まりを推進してまいります。

また、交通規制の面では、計画的な交通安全施設の整備と道路交通環境の変化に対応した合

理的な交通規制を推進することとしております。

さらに、運転免許行政の面では、迅速な行政処分を実施するとともに、更新時講習や高齢者講習及び運転適性相談体制を充実させ、効果的な運転者対策を推進してまいります。

このような総合対策への取り組みにより、悲惨な交通事故を減少させ、交通事故の脅威から県民を守り、安全で快適な交通社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料の3ページ目をお開きください。

上段の総合的な犯罪抑止対策の推進について御説明いたします。

犯罪の抑止対策につきましては、県民の体感治安の向上に向けて総合的な取り組みを推進した結果、昨年は、現在の統計方式となった昭和41年以降、刑法犯認知件数が最も低い数値となるなど、総量としての治安水準はかなり改善されてきました。

しかし、その一方で、依然として子供や女性が被害者となる各種事案や高齢者が被害者となる特殊詐欺が後を絶たず、治安に対する不安を払拭するまでには至っておりません。

そこで、本年も各種対策を総合的に推進してまいります。

まず、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策についてであります。各警察署単位で地域住民の皆様が不安を感じる犯罪を把握し、これを重点犯罪として定め、きめ細かな抑止対策を推進してまいります。

次に、自主防犯活動の活性化のため、地域住民を広くカバーする重層的な防犯ネットワークの構築に努め、犯罪等の情報をタイムリーに提供しながら、県民の皆様の主体的な活動を促してまいります。

さらに、子供・女性・高齢者を犯罪から守る

ため、性犯罪やこれの前兆である声かけ事案、児童虐待、ストーカーや配偶者暴力事案、特殊詐欺等を防止するための諸対策を強化してまいります。

また、県民の間に広く普及しているサイバー空間の安全と秩序を維持するための諸対策についても積極的に推進してまいります。

最後に、悪質商法や特殊詐欺についてであります。特に特殊詐欺につきましては、コールセンター事業の開始や関係機関団体との連携強化の結果、過去最高額となった一昨年と比べて、認知件数、被害額ともに減少し、一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、1億6,000万円を超える被害を認知しており、依然として高齢者の被害が大半を占め、高齢者の資産が狙われている現状に変わりはなく、予断を許さない状況にあります。したがって、引き続き抑止対策の手を緩めることなく、さらなる諸対策を強力に推進してまいります。

これら総合的な犯罪抑止対策を推進し、県民の皆様が犯罪の被害に遭うことのない、安全で安心な社会の実現を図ってまいります。

次に、資料3ページ下段のテロ、災害等重大事案への的確な対処についてであります。

昨年のフランス・パリにおける同時多発テロを初め、世界各地でテロが続発している情勢にあります。

また、国内におきましては、本年、伊勢志摩サミットの開催が予定されており、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の警備諸対策も万全を期さなければなりません。

さらに、国内各地では、火山噴火や風水害の発生が見られ、本県では、今後、南海トラフ巨大地震等による自然災害の発生が懸念されてお

ります。

このような厳しい情勢の中、県警察では、テロ、災害等の重大事案への的確な対処を目標に掲げ、職員に対する教養・訓練や装備資機材の計画的な整備を進めます。また、県・市町村を初めとする関係機関・団体と連携して、大規模災害を想定した初動対応訓練や住民参加型の避難訓練を実施し、テロ災害等の重大事案に迅速・的確に対応できるように努めてまいります。

次に、資料の4ページをごらんください。

上段の重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧についてであります。

重要犯罪につきましては、昨年、殺人未遂事件や持凶器強盗事件を初め、放火事件や連続強姦、強制わいせつ事件などの性犯罪が相次いで発生しましたが、迅速・的確な初動捜査と徹底した組織捜査で、そのほとんどを早期に検挙し、県民の体感治安の向上に貢献したと考えております。

一方、組織犯罪対策につきましては、ナイジェリア人らによる国際的かつ組織的なマネーロンダリング事件の検挙を初め、覚醒剤及び大麻事件の検挙など薬物事犯の取り締まりを強力に推進してまいりました。

本年も引き続き、殺人や強盗等重要犯罪の早期検挙に努めるとともに、六代目山口組分裂の波及による県下暴力団情勢の的確な分析と組織壊滅に向けた取り締まりを徹底するほか、県民が身近に不安を抱く侵入盗犯、政治・行政をめぐる不正や経済的不正の徹底的検挙を図り、健全な社会の実現に努めてまいります。

次に、資料4ページ下段の少年の非行防止と保護総合対策の推進について御説明いたします。

少年の非行情勢につきましては、刑法犯少年の検挙人員は全国的に減少傾向にあるものの、

再非行率は依然として高い水準で推移しており、児童虐待や学校におけるいじめ問題など少年の保護対策を講じる必要性にも迫られております。

そこで、本年も引き続き、少年非行防止や保護総合対策を推進してまいります。

まず、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等による非行少年を生まない社会づくりを一層推進し、少年事件の検挙に際しましては、少年の特性に配慮した迅速かつ適正な捜査・調査を推進してまいります。

また、児童ポルノ事犯を初めとする悪質性の高い福祉犯罪の取り締まりを強化するとともに、携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策を講じるなど、少年を取り巻く有害環境の浄化対策を推進してまいります。

児童虐待につきましては、組織の総合力を發揮した情報の収集と迅速・的確な対応を図るほか、学校におけるいじめ問題に対しましては、一次的には教育機関の対応を尊重しながら情報の共有に努め、重大事案及びこれに発展するおそれのある事案につきましては、被害少年の保護を最優先に、迅速・的確な対応を推進してまいります。

続きまして、資料5ページをお開きください。

最後に、警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進について御説明いたします。

まず、警察安全相談につきましては、県警察では、警察本部と各警察署に警察安全総合相談窓口を設置し、県民から寄せられます各種の相談を受け付けております。この相談件数は、年々増加の一途をたどり、昨年は2万件を超え、今後もさらなる増加が予想されるところであります。

警察安全相談業務は、県民生活の安全と平穏を確保する重要な業務であるとともに、その適

否が警察に対する理解と協力に大きな影響を与えることともなります。

そこで、本年も相談者の立場や置かれている状況を総合的に考慮し、確実な組織対応による迅速かつ的確な相談業務を推進してまいります。

また、被害者支援につきましては、昨年は、全国的に大きく報道されました宮崎市高千穂通りにおける死傷者多数の交通死亡事故など、被害者等への支援を要する事件、事故が発生しております。

被害者やその御家族・御遺族の多くは、直接的な被害だけでなく、事件後も精神的な負担や経済的な負担による二次的被害にも苦しみ、社会から孤立するなど平穏な生活に支障を来すことがあります。

警察は、被害の届け出を通じて最初に被害者等と密接にかかわる機関であります。まずは、警察が被害者等の視点に立ってその心情に寄り添い、途切れることのないきめ細やかな支援を行っていくことが大変重要であると考えております。

そして、精神的・経済的支援などに加え、知事部局、市町村、関係団体及びみやざき被害者支援センター等、民間被害者支援団体と緊密に連携し、総合的な被害者支援活動に取り組んでまいります。

さらに、社会全体で被害者等を支える機運を醸成するために、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、被害者や御遺族に対する給付制度の周知を図りつつ、対象事案があった場合には、迅速・適正な対応をしてまいります。

以上、平成28年の運営方針及び運営重点について御説明申し上げましたが、冒頭、本部長が申し上げましたとおり、まずもって、職員一丸となって職務に精励し、信頼回復に努め、各種

警察活動を積極的に展開することといたしますので、今後とも御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○鳥井交通部長 交通部長です。

宮崎市内におけるバスレーン規制を本年2月から規制を変更しておりますので報告させていただきます。

まず、資料の確認ですけれども、お手元に宮崎市内におけるバスレーン規制の見直しについてという資料と、一般向けに作成しました広報チラシ、それと、大分県の大分市内のバスレーン遵守状況という写真の資料3枚でございます。

それでは、規制の見直しについてという資料に基づき説明させていただきます。

本県、特に宮崎市のバスレーン規制ですけれども、昭和49年から運用といたしますか、規制を行って行っていました。橘通りを中心に行っていたわけですけれども、この間、交通事情、道路事情等が大きく変わったものですから、今回、いわゆる規制区間を短縮、それと規制時間を短縮して、現在の交通情勢にマッチする規制としてバスレーン規制の実行を期そうというものでございます。

このバスレーンの目的ですけれども、いわゆる大量の公共輸送機関でございますバスの定時性、利便性を図るとというのが一番の目的でございます。バス等の定時性、利便性が図られることによって利用者が増加することによって交通総量を抑えることができる、また、CO₂（二酸化炭素）の排出量も少なくなるということで、エコにも優しいということで、目的は、公共交通機関たるバスの定時性、利便性の確保でございます。

3番目のバスレーンの規制変更内容でございます

ますけれども、ことしの2月1日午前7時30分
から行うこととしております。規制開始でござ
います。

主な変更内容ですけれども、規制区間は、お
手元の資料にあるとおり、江平五差路から中村
交差点までのほぼ直線の2,970メートルでござ
います。これまでは、これ以外に中村交差点から
JR南宮崎駅、さらには宮交シティまでの間を
規制しておりましたけれども、この区間も解除
いたしております。

また、規制時間でございますけれども、平日
の朝、夕、各1時間、午前7時30分から午前8
時30分、午後5時30分から午後6時30分の1時
間としております。これまでは2時間で、朝が
午前7時から9時まで、夕方が午後5時から7
時までという規制を行ってございましたけれども、
交通量等を調査した結果、一番混雑が激しい時
間帯がこの時間ということで、この時間に短縮
して規制を行うこととしております。

また、規制の内容ですけれども、全てバスの
専用レーンとして運用することとしております。
これまで橋の上はバス優先レーンにして、バ
スが近くにいない、橋の上が混雑してなければ
第一通行帯バスレーンのこの区間を走ってもい
いという規制でございましたけれども、交通量
の増加とともにこの優先レーンの設置というの
はもう実態にそぐわないということで、2,970メ
ートルの区間を全てバスの専用通行帯というこ
ととしました。

また、バス専用レーンを通行できる車は、当
然ですけれども、通勤バスのほか通学バス、路
線バス、二輪車等でございます。したがいまし
て、高校、中学等の通学バス等もございませ
けれども、ここを走っていただくということにな
ります。

また、規制の曜日ですけれども、平日のみで
ございます。これまでは日曜、休日を除くとい
う規制でございましたけれども、土曜閉庁とい
うことで、土曜日の休日等も多いということと
交通量も少ないということで、土曜、日曜、休
日を除く平日をこのバスレーンの規制曜日とし
ております。

通行方法については、資料記載のとおり、や
むを得ない場合を除き、バスレーンである第一
通行帯以外を通行しなければならないと規定さ
れております。

罰則については、5万円以下の罰金でござ
いますけれども、通常は、検挙された場合は違反
点数1点と反則金が普通車の場合6,000円、大型
車が7,000円ということでございます。しかしな
がら、2月1日から幾らコンパクト化するとい
え、取り締まりを強化するわけですので、当
分の間は悪質な違反者以外は指導・警告にとど
めて、この状況が徹底されるようにやっていき
たいと考えております。

資料の3枚目で大分県の大分市内のバスレー
ンの遵守状況を配付しております。これは、昨
年、大分県に視察に行ったときの写真でござ
います。大分県は、バスの路線ごとに総延長20キ
ロの区間をバス専用レーンとして規制を行って
おりますが、視察に行ったときには非常によく
守られておるといような状況です。

本県も新たな高速時代を迎えて、このように、
大分県のように県民の間に浸透して、交通の安
全と円滑が図られるように、我々のほうも努力
していきたいと思っております。

以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明は終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○井本委員 業務上横領ですか、あれは本当に

残念なことでしたけれども、これに対しての日ごろの教育というか、そういうものはしてるだろうと思うんだけど、その辺が足らんかったんでしょうか。

○新島警務部長 県警といたしましては、日ごろ、非違事案防止対策といたしまして、常々、所属長の危機意識の醸成とリーダーシップのもと、職務倫理教養の充実とポリスマインドの醸成、上司と部下とのコミュニケーションの活性化や適正な実績の評価による士気の高い職場環境づくり、監察の充実と全国の非違事案発生事例を反省、教訓とした他山の石教養などの実施、本部主管課による業務指導や各種マニュアルの発出などによる業務上の非違事案対策の強化、職員の心情把握指導の強化、また、本県で発生しました非違事案の分析に基づく具体的な対策の推進などにこれまで取り組んでまいりました。

ただ、委員がおっしゃるとおり、このような事件が発生したことは本当に残念でありまして、今後ともしっかりとした非違事案防止対策を進めてまいりたいと思っております。

○井本委員 対策を進めておるのは、今のよくわかりましたけれど、こういうことに対して責任を持って進めますとか、そういう体制をしっかり持たんと、皆さん方の職業そのものは、規範意識はもう一番重要視される職業ですから、どうしてこんなことになったのかと。確かにみんなそれぞれ考えが違うから、たまたまということがあるんだけど、それがたまたまあっちゃいかん職業だから、上に立つ者がその辺を……。確か、まだ、若かったですね。規範意識を責任を持って教育をするということをびしっとやらんといかんのじゃないでしょうか。そんな気がするんだけど。その辺はどんなもんですか。誰かが責任を持ってというか、ある意味じゃ若

い人たちを教育するという体制なり、そういう意識なりがしっかりしとるんでしょうか。

○新島警務部長 警察におきましても、本部だけでなく警察署においても、所長みずからが部下に対して、特に若手職員などに対して指導をやっております。

例えば、警察署では、朝会だとか例会とかあるんですけども、このような場におきまして職務倫理教養を実施していたりとか、また、特に若者や単身赴任者の属性に応じて各種研修会なども実施しております。また、署長とか幹部によります署員に対する個々面接などを実施したり、あるいは職員の業務面や心情面の悩み、要望を把握し、解決を図るための相談支援制度、こういったものを活用して多角的な心情把握指導を行っております。

また、若手ということで、今回も20代の青年警察官ではあったんですけども、警察学校におきましても、このような倫理教養というのをさせていただいております。

例えば、警察学校におきましては、警察職員一人一人が警察の責務を自覚し、職務倫理を保持し、適正に職務を執行する能力を習得することを目的として部外有識者などによる講演、月別テーマの指定に基づくグループ討議、視聴覚教材である職務倫理教養ビデオやDVDの活用、また、学校では各種専科における職務倫理教養などを行っております。また、署に出ましても、若手の青年警察官を対象に、先輩職員を指定しまして公私両面にわたって指導をする青年警察官兄友制度などを通じて、高い倫理観の醸成を図っているところでございます。

○井本委員 頑張っておられるというのはわかりました。ただ、まだ若かったということは、採用時点において、そもそもこの人はちょっと

規範意識が緩かったんじゃないのかというような気がするんだけど、採用時期においてこの人の規範意識をどうやってつかむとか、そういう試験はやるんですか。

○**新島警務部長** 県警におきましては、採用試験では、真に警察官にふさわしい人材を確保するために、第1次試験は普通のペーパーテストなんですけれども、第2次試験におきまして職務上に必要な適性検査を実施しております。また、面接の回数も、従来までは1回だったのですが、平成21年度からは2回にふやしまして、さらに、面接点の配点も引き上げまして、より人物評価を重視するような採用方法をとらせていただいております。

○**井本委員** その人物評価のところでは規範意識とか、私は、警官になろうという方は正義感の強い人が恐らくなるんだろうという気はするんだけど、その辺が恐らくちょっと希薄だったのかなと。その辺はびしっとももちろんやっとなるわけですか。

○**新島警務部長** 可能な限りやっているところでございます。正直申しまして、面接は2回やるんですが、面接時間も1人当たり、一回が、第1次面接が15分、これは3人で行います。次の第2次面接も3人で15分ということで、都合30分でありますので、30分の中で多角的な質問をいたしましてその人物を見るということで、しかも一人に偏らないという形で3人の合議、合計6人になりますけれども、やらせていただいておりますが、ただ、こういった犯罪者を出してしまったということにつきましては、本当に申しわけないと思っておりますし、今後はこのようなことがないように、採用におきましてもしっかりと人物を見きわめてやっていきたいと考えております。

○**中野委員** 紛失物が出ると拾った人が届けるじゃないですか。私は一回、届けて、いろいろ名前を聞かれたりとか、そして、それを警察で保管しとって、紛失した人が出てきますよね。今回の場合、流れの中のどこでそれを抜いたんですか。あれは金でしたよね。どの時点にすぎ間があったのかなと思って。

○**鬼塚首席監察官** 現在、逮捕、拘留しておる事実でございます。事案の概要でございますけれども、交番のほうに現金を届けられまして、その現金を預かりまして、通常は処理をして書類をつくって本署に届けるわけですが、届けられた後に、その現金の中からお金を抜いて、書類をつくって本署に提出したという事案でございます。

○**中野委員** 紛失者が出てきてわかったという話ですか。

○**鬼塚首席監察官** そうでございません。女性の方が御主人のほうに、通常、届けた場合には名前を聞かれたり、書類をつくるんだけどということで、こういう手続でいいのかということで御主人と話をしていた中で、御主人が知り合いの警察官にこういうことがあったんだけど、そういうことがあるのかということで問い合わせがあったのが、こちらのほうでわかったということです。

○**緒嶋委員** 県警本部長は、もう今年度、何回、陳謝されたかわからんが、陳謝されるために来ていただいたような感じで、これは県警全体としても、本当にこれ以上じくじたることはないと思うんです。やはり運営方針も、県民の期待と信頼に応え力強い警察と。この運営方針には、何も文句を言う人はおりません。しかし、警察自身がこれに応えてないわけだから、こういうことを県民に対して堂々と言えるかというよう

な気もせんでもないわけです。

だから、ただ一人のことで警察全体の皆さん方にも本当に迷惑をかけるとし、県民の信頼も裏切っておるということは大変なことであるし、年度に何回も、申しわけない、今後ないようにしますと言いながら次もあるんだから、原因があって対策を立てるわけで、対策は本当に立てておるのかどうかということが、口で言うのは簡単だけれど、本当に対策になっておるのかということ警察自身も反省というか、やはり本当にこれでいいのか、これでいいのかという思いで対策を立て、そして、治安を初め、県民のために働くのが警察官ですので、そういう中で警察自身が疑心暗鬼というか、そういう人がおるということは、県民に対してこれはもう本当、何と言ってこういうことを取り締まるというのか、自分を律せなければ、人を取り締まるとか、人を逮捕するとかいうことはできんと思うんです。

そういうことを考えた場合に、今後、本当に起こらないようにするというような、そういう心構えというのは、これは警察学校での教育の仕方にも、いかに規範を守るような、法律を守る前に人間としていかに自分を律せるかと、そういう正義感のある警察官を育てるかというのが一番先じゃないかと思うんです。そういう教養学習というか、そういうのをもうちょっと充実させないといかんのじゃないかと思うんですけれど、どうですか。警察学校の運営方針にも何か欠けておるものがあるんじゃないかなという気がしてならんわけですが、そのあたりはどう考えておられますか。

○新島警務部長 委員がおっしゃるとおり、警察学校におきましても、教養をやっていかなければいけないわけですが、現時点におき

ましても、いわゆる職務倫理教養という授業の時間数でございますが、高卒程度の長期課程におきましては初任科、一番最初に10カ月間、警察学校へ入るわけですが、こちらで52時間、さらに、一旦卒業して警察署に出まして、もう一度、また教養のために補習科というのに入りますが、この補習科で7時間やっております。また、大卒程度については約6カ月の教養期間でございますが、初任科におきまして27時限で、補習科において7時限、済みません、私が、高卒のとき、もしかしたら時間と言ったかもしれないけれども、1時限が80分で、高卒長期課程が、初任科で52時限、補習科で7時限、短期課程が、初任科で27時限、補習科で7時限、実施しております。

我々といたしましては、まず警察官を志望して、これから立派な警察官として育てる初任科教養は非常に重要だと考えておきまして、そういった面を考えて倫理教養もしっかりやっているとこではございますが、今後こういうことがないように、これからもしっかり対処してまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 この警察官は、初任科の警察官だったんですか。

○新島警務部長 いえ、今回、事件を起こしたのは、採用されて3年目の警察官でございます。

○緒嶋委員 いや、採用は初任科の採用なのか。短期か長期か。

○新島警務部長 失礼しました。短期課程の出身でございます。

○緒嶋委員 ということは、大学卒業ということですね。

○新島警務部長 はい、そのとおりでございます。

○緒嶋委員 この人は、最初から交番勤務だったわけですか。

○新島警務部長 警察官は採用されますと、まず、交番で勤務となりますので、交番勤務につきましても、もちろん卒業してすぐひとり立ちというわけにはいきませんので、必ず指導をする巡査部長がつく形になります。指導部長の指導を受けながら、実際の業務を習得していくという形になります。

○緒嶋委員 交番の場合は一人というか、指導教官的な人がいないところでこういうことを起こしたということになるわけですね。

○鬼塚首席監察官 そうでございます。補足説明をさせていただきますと、初任科を出まして、最初は指導部長のもとで指導を受けるんですが、その後、一人勤務ができるようになりますと、場合によっては、もう一人で勤務をするという形で、今回の場合も拾得の処理に当たりましては一人で対応しております。

○緒嶋委員 これはもう何と言っていいかわからん。もうその人の人間性を疑うよりほかないわけですが、こういうことがそれこそ二度とあつては、県民は拾得物を警察に持っていくこと自体を疑って持っていけないといかんと、この人はうまく処理してくれるだろうかと警察官を疑いながら持っていけないといかんようなことにもなるわけです。これはもう言語道断というか、こういう警察官は法的に罰せられる場合は、罰は重くなるわけですか。一般の人と変わらんわけですか。そういう犯罪を起こしたというか、職務上、そういう立場にもあるわけですがけれど。

○新島警務部長 裁判所ではないのでちょっとはっきりとは言えないんですが、そこも一応加味されるかもしれませんが、ただ、特に職業で差別されるということは恐らくないのではない

かと思います。

○緒嶋委員 平等という点ではそうかと思いませんけれども、そういうような警察官であつてほしくはないわけですので、これはパトカーで事故を起こしたとかいうようなこととは、本質的に全然違うわけです。私は、警察官ということ考えた場合には、これより悪質なものはないと思うんです。県警としてはこういうことが二度と起こらないように、万全の教育体制を含めて内部的な見直しを、知恵を結集してやっつけていかないと、県民の期待と信頼に応える力強い警察という表題を本当に納得できないと思つたので、そういう意味では、皆さん方が悪いわけじゃないわけですが、そういう連帯責任の中で物を考えていただきたい。二度とこういうことを起こしてはいけません。県警本部長がいつも申しわけありませんと言われるのは、こっちも申しわけないような気がしてならんわけで、もうぜひ、そういう意味では、皆さん方の最大の努力をお願い申し上げます。

○中野委員 例えば、そのときの毎日の日報とか、そういうのは、コンピューターとかそういうので警察署とかにつながっているんですか。

○片岡生活安全部長 交番の勤務ですか。

○中野委員 交番の一日の業務表みたいなものを管轄警察署に上げるのか。

○片岡生活安全部長 交番勤務員は、当然ですけれども、原則、勤務日誌を記載してから上がるようになっております。交番日誌というのは、宿明け、3交代ですので、3日に一遍の泊まりをやっておりますので、打ち込んでから、上がるときに必ず地域デスクを通じて地域課長までは勤務日誌というのが上がっていくようになっております。

○中野委員 パソコン、ペーパーのどちらで上

がるわけですか。

○片岡生活安全部長 勤務日誌はペーパーで上がってまいります。取り扱いとか、いろいろパソコンで打ち込む制度もありますけれども、勤務日誌としてはペーパーとして上がってまいります。

○中野委員 即時に見られるようなシステムを……。昔ながらのペーパー報告が、何日かおくらせて上がるわけですか。

○片岡生活安全部長 原則として、もう宿明けのときには必ず上げていくようになっておりますし、日々の取り扱いにつきましては、例えば、夜間であれば当直体制になりますけれども、警察署に当直責任者以下がおります。これに対して無線で、あるいは電話で、こういう事案でこういう処理をします。あるいは、こういう現場に行きます、結果、こういう処理をしましたというような報告は都度やるようにしております。

○田口委員 バスレーンの件でちょっとお聞きします。

こういう規制が強化されるというのは、非常にありがたいと思っております。というのも、実は、去年、私はこれについて質問をしようとしておりましたが、ちょっと時間が足らずに聞けませんでした。私どもは沖縄に行くと、よくレンタカーを使うんですけど、あそこに行くとき必ず言われるのが、沖縄はバスレーンが非常に厳しいですから気をつけてくださいねとよく言われていたんです。そういう意味では、ようやく宮崎もそういうふうになるということなんですけれども、ただ、これは今までも、労働団体も含めてバスレーンの強化をお願いしますというのは大分前から要望が出ておりました。それに基づいて私も質問をしようとしていたんですが、今回、40年ぶりに規制を見直すというの

は、何か交通事情が大きく変わってきたからでしょうか。

○鳥井交通部長 昭和49年にバスレーン規制を始めたわけですが、この間、道路事情等も大きく変わってまいりました。例えば、宮交シティからJR南宮崎駅、中村町の交差点、この区間というのは宮交シティ、当然バスセンターもありましたし、宮崎交通の本社もございました。昭和54年には国体の関係でバイパス等も抜けたということで、道路事情も大きく変わってきたというところがございますので、こういった意味合いからこの区間については削除させていただきました。

それと合わせて、規制というのは守られるべきものでなくてはならないと。7時から9時と、5時から7時という2時間の規制をずっと40年間続けてきたわけなんですけれども、実態として交通量は、どの時間が一番混雑しているのかと云ったら、今回する規制時間でございました。確かに、昭和49年に始めた時代というのは、高度成長期とも重なりまして余裕を持った対策というのがあったんでしょうけれども、若干実情にそぐわなくなってきたおると判断したところなんです。また、土曜閉庁も平成4年、学校等も平成14年からは土曜が休みになったということで、これまで土曜日の規制もかかっていたということで、遅きに失した感はあるんですけども、この時期に規制の強化と申しますか、時間については1時間に短縮、距離も短縮ということでコンパクト化して、その実効性を期そうというのが今回の大きな改正の要点でございます。

○田口委員 今回、罰則が5万円以下の罰金、違反点が1点、反則金が大型7,000円、普通6,000円というのは、これは新たに決めたのか、それとも今までもこうだったんでしょうか。

○鳥井交通部長 今までどおりでございます。

○田口委員 今まで、この40年間で何人か違反者で捕まった方はいらっしゃったんですか。

○鳥井交通部長 当然おりました。我々も若いころ、取り締まり等もやりましたし、そういうことでバスレーンの取り締まりもやっておったところでございます。ただ、ここ数年は、宮崎市で小戸之橋のかけかえ工事等で、通勤、通学時間帯の交通渋滞等が大きくクローズアップされてきておるところです。このため、宮崎市も有料道路の通勤時間帯の無料化とか、いろんな対策を進めておるところなんです。そういう意味合いで2時間の規制を実際、強力にやろうと思えばやれたんですけども、これをやってしまうと、さらに渋滞を加速させるんじゃないかということで、そういうのも背景にはあったところなんです。ですから、バスの需要が多い、アクセス数が多い一番混雑する時間帯というのは何かとなったときに、この7時半から8時半、5時半から6時半ということでございました。ですから、2月からこれが、わずか1時間にコンパクト化したわけですので、これが徹底されるように取り締まり等は十分やっていきたいと。ただ、渋滞も予想されますし、県民の間からの戸惑いの声も当然上がるということは想定に入れております。県民には粘り強く説明していきたい。取り締まりは継続して、当分の間、2月中は、よっぽど悪質な違反でない限り、指導・警告と。真に実効ある規制というのをやっていきたいと思っております。

○田口委員 2月からというのと、私も、きょう、これを見て、初めてそういう規制が始まるんだと知りました。もちろん宮崎市の人たちは、バスレーンがそういうことになったというのはすぐにわかるでしょうが、結構市外からも当然来

るわけです。今までもほとんど取り締まられたことがないわけですから、つつい今までのとおり、バスレーンに入ってしまう可能性もあるので、県民に広くPRしていただきたい。そのことによって戸惑いがないように、久しぶりに来て入ってみたら何か6,000円とられたというんでは、今までと変わるわけですから、その辺はしっかりと周知をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鳥井交通部長 県民にいかに周知させるかということで、これまでもチラシ等を作成しておりますし、テレビ3社にも放送等をお願いしておりますところでございます。UMK等も今度の土曜日に放送していただけるということでありまして、200メートル、300メートル置きに道路の標示、標識を設置するなどして、そこは誤解のないようにといたしますか、視認性という点では非常に配慮したつもりでございます。

いずれにしても県民の皆さんの周知徹底は、委員の御指摘のとおり徹底してやっていきたいと思っております。

○重松委員長 よろしいですか。その他、ございますか。

○日高副委員長 交番の若い方が取った8万円です。先ほどから質問がありますが、警察本部長というのは、もう1年とか2年ですぐかわりますよね。特に野口本部長は外務省から来られたということで、緒嶋委員からもありましたが、もう気の毒で、もう謝るために来たという御意見もあったんですが、そういうような部分もありますが、逆にもうちちょっとにらみをきかせてもらいたいという注文も私のほうからしたいと。しかし、組織上そういう状況であれば、警察本部長の、言ってみれば参謀といったら誰になるのかなど。そこら辺のにらみです。にらみとい

うか、犯罪者に対してにらみをきかせるというのはわかる。それはもう当然。内部組織に対してにらみをきかせる部分というのは、やはりそういうカラーというのが出てこない以上、もうてんでんばらばらで、こういった犯罪が今後起こる可能性も出てくると思いますんで、誰が参謀なんですか。

○野口警察本部長 済みません。御指摘ありがとうございます。

参謀といいますか、そのような若手の警察官ににらみをきかすという意味では、まずは警察学校で徹底的に倫理教養の指導を行うと。そういった意味では警察学校長が一つ重要な役割を果たすのではないかと思います。

それから、やはりこういった規律の問題は、しっかりと法律、ルールに基づいて警察が適切に処分を執行しているかどうか、規律違反があるかどうかというのは、首席監察官あたりがにらみをきかせているという状況もございます。

あわせて、警察官の指導というのは警察学校長もやりつつ、かつ全体的には教養課長もそうした警察官の指導、育成もやっておるということで、いろんなポジションの者が多面的にチェックする体制をとっているところであります。

それから、より実践的、具体的には、やはり最初に警察学校を卒業して勤務につく交番で、大体ベテラン警察官とペアになって仕事をすることによって、倫理面でも教育を受けるし、職務質問というのはこうやるんだよとか、そういった指導も行うという形で、ベテランの巡査部長クラスの方が指導を行うといった形でやっております。

もちろん、警務部長がそこら辺の警察本部全体の動きといいますか、管理をしているというのがございまして、そこらあたりが私として認

識しておりますチェック体制ということでございます。

○日高副委員長 警務部長の担うべき役割もあるんですが、警務部長も本庁からですよ。

○新島警務部長 出身母体は警察庁でございます。

○日高副委員長 その辺もちょっと引き締め役となって、各署の署長クラスと連携をとりながら、今後、二度とこういう犯罪が起こらないようにお願いをしたいと思います。

○重松委員長 それでは終わりたいと思います。

以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

以上で委員会を終了いたします。

午前11時1分閉会